

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

吉野川市若者移住・定住応援プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

徳島県吉野川市

3 地域再生計画の区域

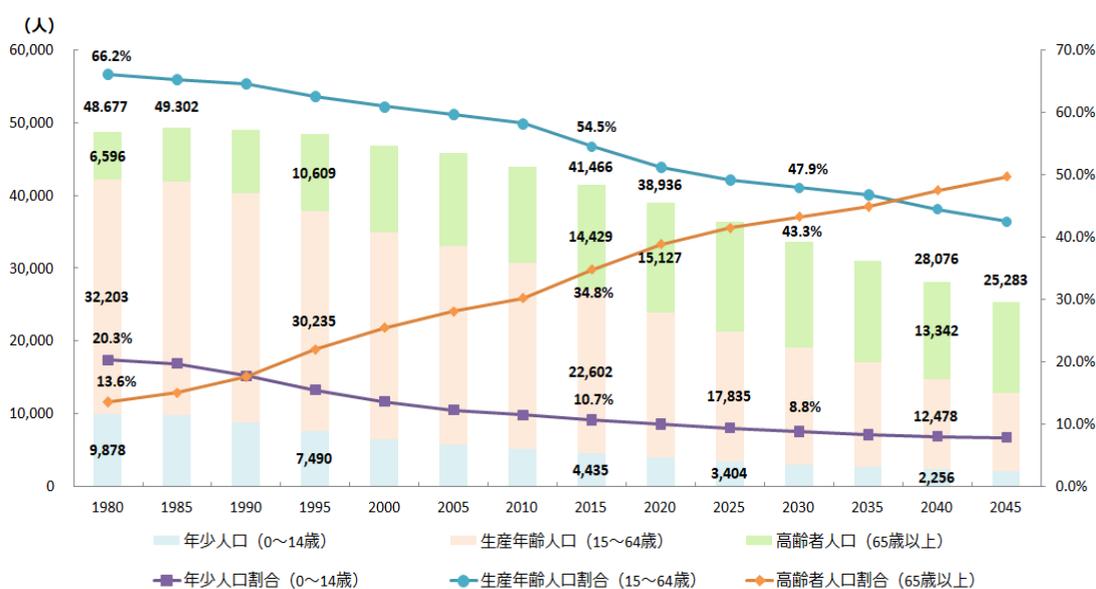
徳島県吉野川市の全域

4 地域再生計画の目標

地域の現状・課題

本市の人口は、1985（昭和 60）年の 49,302 人をピークにゆるやかに減少が続いた後、1995（平成 7）年以降はさらに減少傾向にあり、2020（令和 2）年の推計人口は 38,936 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計では、今後も減少傾向が続き、2040（令和 22）年には、28,076 人にまで減少する見込みとなっている。

■ 人口の推移と人口推計

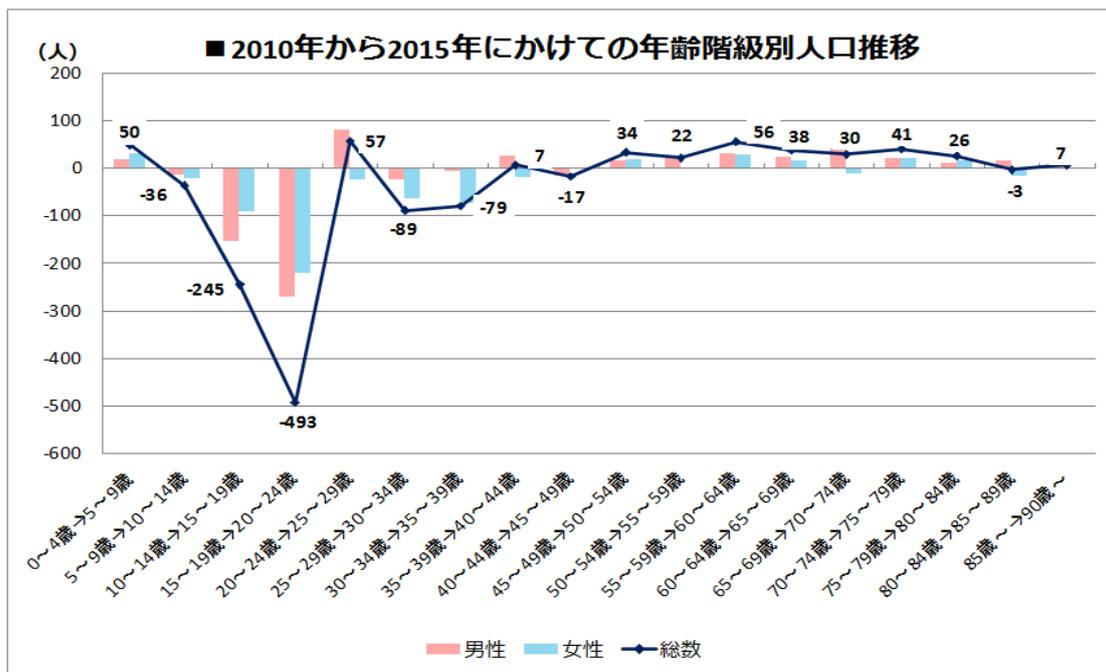


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

このうち、2010年から2015年にかけて、性別・年齢階級別の人口推移の状況をみると、男女ともに0～4歳→5～9歳まで、そして45歳以降は増加しているが、10～14歳→15～19歳では男女合わせて245人、15～19歳→20～24歳では男女合わせて493人減少している。市内に大学等がないことや就職の場が少ないことから、進学や就職に伴い男女問わず若者が市外に転出しており、大学卒業後のUターンは見受けられるものの、20～30歳代のいわゆる子育て世代が転出超過となっている。

さらに、令和元年6月に実施した第2期総合戦略策定のための市民アンケート調査によると、転出のきっかけとして、住環境の改善（住居の広さ等）と答える割合が前回調査（平成27年）の12.0%から19.7%へ上昇し、転出超過の大きな要因の一つとなっている。

これまで住宅取得支援事業を実施し、同事業によって過去3カ年に167人の転入者があり、一定の効果は得たところであるが、まだまだ不十分な現状となっている。また、同事業利用者へのアンケート調査を行ったところ、事業を継続した方がよいと答える方が約93%を占めており、移住・定住促進のためには住宅取得支援事業を引き続き実施していく必要がある。

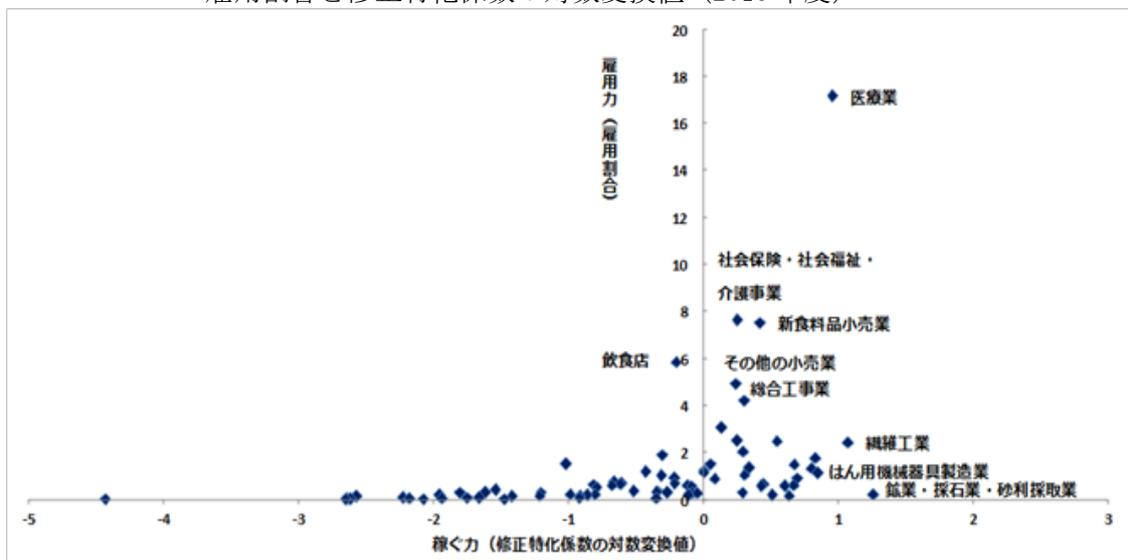


資料：国勢調査

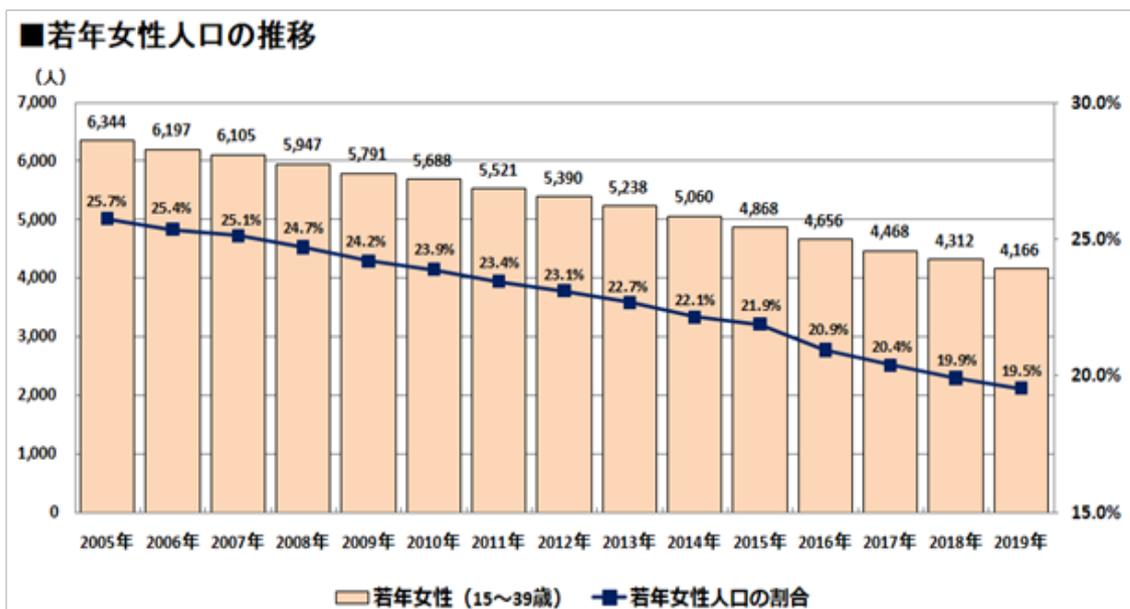
本市の産業・雇用の状況においては、主要産業の1つである農業において男女ともに60歳以上が6割を超えるという高齢化が進む一方で、15～39歳の割合が極めて低く、若い世代の新規参入者や後継者の不足が進んでいる。

また、本市の特性として、雇用力が最もあるのは女性の就業率が高い医療業であるが、若年女性の人口及び人口全体に占める割合は減少の一途をたどっており、地域における将来の担い手不足が懸念されるほか、年間出生数の減少の要因ともなっている。

雇用割合と修正特化係数の対数変換値（2016年度）



資料：経済センサス活動調査



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

前述のアンケートにおいて、移住・定住促進に効果的であると思う取組に子育て支援の充実と答える割合が47.9%と圧倒的に多い中、子育ての希望をかなえるために必要な施策として、経済的支援と答える割合が28.2%と多くあげられている。住宅取得に対しては多額の費用を要するため、経済的支援のため、さらに子育て環境向上のためにも市民からも住宅取得に対する支援を求める声も多く寄せられている。

以上のことから、移住・定住の促進、経済的負担軽減による子育て世帯への支援のため、人口減少著しい40歳未満の若者・子育て世代を対象に住宅取得支援を行い、地域の活力維持・向上、安心して子どもを産み育てることができるまちをめざす。

【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	KPI	現状値 (2018年度)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
しあわせ住まいづくり支援事業	補助金交付件数	68件	70件	基本目標2
	うち、転入件数	22件	24件	基本目標2
	社会増減均衡	△120人	0人	基本目標2

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

しあわせ住まいづくり支援事業

② 事業の内容

【事業の概要】

吉野川市の人口減少や少子化に歯止めをかけるため、40歳未満の若者を対象に、吉野川市内に住宅を取得するための経済的な支援を行い、若者世代の転出抑制と転入増加を図り、長期的・継続的な人口減少に歯止めをかけること、また、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

特に、I J Uターンによるひとの環流・移住の新しい流れをつくるためにも、市外からの転入者に対しては加算要件を設ける。

本事業は、移住・定住の促進、子育て支援、地域経済の活性化を目的として、吉野川市内に住居を取得（建築又は購入）する40歳未満の若者に対し、補助金を交付する。既存事業の「来て観て住んで事業」を廃止し、新たに2020年4月から「しあわせ住まいづくり支援事業」として、加算要件等を見直し、条件面で広く利用しやすい内容とする。

本事業の補助対象条件及び補助金額は次のとおりとする。

●補助対象者（次の全ての要件を満たす人）

- ・補助対象住宅に係る所有権保存及び所有権移転の登記日における満年齢が40歳未満の人又は生計を一にする同居の配偶者の年齢が40歳未満の人。
- ・補助対象住宅の所有権の持ち分が2分の1以上になる人。
- ・世帯全員が吉野川市税等を滞納していないこと。
- ・過去にこの補助金又は来て観て住んで事業補助金の交付を受けていないこと。

●補助対象住宅（次の全ての要件を満たすもの）

- ・本市の区域内に自己の本拠として居住用のために新築又は購入により取得し、2019年10月1日以後に補助対象住宅に係る所有権保存及び所有権移転の登記をしたもの。
- ・居住の用に供される部分の延べ床面積が2分の1以上あり、その部分の面積が50平方メートル以上あるもの。
- ・玄関、居室、台所、便所及び風呂を備えたもの。

●その他の要件

- ・所有権保存及び所有権移転の登記日から180日以内に補助金交付申請書を提出できること。
- ・補助金の交付を受けた日から3年以内に転居、転出しないこと。あるいは所有権を第三者に移転しないこと。

●補助金額

- ・補助金の基本額は、新築の場合は20万円とし、購入の場合は15万円とする。また、補助対象者が転入者（定住の意思をもって本市に転入する人で、当該転入日の日前1年の間に本市の住所を有していない人）である場合はそれぞれ5万円を加算する。また購入の場合において、市内業者により10万円以上のリフォーム工事を施工した場合においては5万円を限度に加算する。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

400,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

【評価の手法】

吉野川市地方創生推進協議会（産官学金労及び住民団体で構成）において、事業の達成度合をPDCAサイクルに基づき検証・評価する。

【評価の時期及び内容】

毎年度、7月頃に吉野川市地方創生推進協議会において効果検証を行い、次年度以降の事業計画に反映させる。

【公表の方法】

目標の達成状況については、検証後、速やかに吉野川市ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 移住支援事業

① 事業概要

市の移住交流支援センターにおいて、移住促進関連情報の発信等を行うとともに、各種相談や地域とのかけはし役となる市移住コーディネーターの所属する移住支援団体に対して移住業務を委託し、移住者の円滑な受け入れ等を行う。

② 事業実施主体

吉野川市

③ 事業実施期間

2020年4月1日から2022年3月31日まで

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで